御所市監査委員告示第176号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、 同法同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年9月15日

御所市監査委員 和田 正吾 御所市監査委員 中北 秀太良

御市監委第72-3号 平成23年9月15日

請求人

A 他20名 樣

御所市監査委員 和田 正吾 御所市監査委員 中北 秀太良

住民監査請求の結果について(通知)

平成23年7月26日付で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき提出された措置請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

この請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を 具備しているものと認め、平成23年7月26日にこれを受理した。

第2 請求の内容

1 主張する事実の要旨

請求人から提出された措置請求書及び事実証明書に基づく請求趣旨は次のとおりである。

(原文より本請求関連部分抜粋)

第1 申立の趣旨

1 御所市長は、東川 裕に対し、金1780万6600円、及び同金額に対

する平成23年5月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

との措置を求める。

第2 申立の実情

- 1 当事者
- (1)請求人らは、いずれも御所市内に居住している御所市民である。
- (2)御所市は、普通地方公共団体である(地方自治法1条の3)。平成23 年3月30日時点及び同日以降本日まで、御所市長は東川裕である。
- (3)有限会社C社は、奈良県御所市所在にかかる会社であり(以下、単に「C社」という) 屎尿処理、屎尿運搬等を目的としている。同社の代表者は、D(奈良県御所市)である(以上、資料1)。

C社は、以前、し尿収集業務において、その料金徴収における問題が発覚し、御所市民に対し、謝罪したことがあった(資料2)。

3 御所市の負担による貯留槽の改修

C社は平成22年から平成23年にかけて、上記中継処理施設の改修工事を金1780万6600円の費用をかけて行った。

そして、平成23年3月30日、御所市はC社との間で、上記改修工事にかかる費用の全額を、御所市において負担する旨の契約を締結した。そして、同年5月13日、同金額を、C社の指定する口座へ送金する方法によって支払った。(資料19、20)

4 上記費用負担の違法性について

C社は、御所市から営業許可を受け、し尿の収集等の業務を行っている一つの営利企業にすぎない。しかも、中継貯留施設部分の土地(ただし地下)の賃料として、奈良県葛城地区清掃事務組合から、長年にわたり、年額金60万円という物件の価値に比較して著しく過大な賃料を受領してきている。

このような一企業が施設の改修工事費用を支出することになったからといって、御所市において、その費用の全額を負担しなければならない公益上の理由は何ら存在しない(地方自治法232条の2)。

したがって、上記費用負担契約の締結、並びに同契約に基づく支出は、いずれも違法である。

5 請求人らは、地方自治法 2 4 2 条に基づき、御所市長において、東川 裕に対し、御所市の支出した費用合計金 1 7 8 0 万 6 6 0 0 円、及び支出の日の翌日である平成 2 3 年 5 月 1 4 日から支出済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を請求することを求め、本請求に至ったものである。

事実を証する書面(下記記載)の内容については監査結果への記載を省略 した。

- ・報告書(「し尿一時貯留タンク建設負担金支払契約の締結について」 平成23年3月30日付御所市環境政策課 作成)資料19
- ・支出負担行為決議書兼契約締結伺 (平成23年3月25日作成)資料20

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

実施日 平成23年8月8日

実施場所 御所市役所新館 2 階会議室

出席者 請求人代表 A 請求人 B

代表監査委員監査委員事務局長書記

法第242条第6項に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。 その際、文書による新たな証拠提出はなかった。

請求人の請求書を補完する陳述の概要は次のとおりである。

請求書の内容を再度強調したい。

予算執行は予算の提案から議会の議決を得てからするのが順序であり、提出以前から業者との話し合いが進んでおり議会の軽視である。 C社は市が許可を与えたのみで、業者の所有する施設に市の公金を支

出するのは理解出来ない。

2 監查対象事項

執行機関(長)による公金支出が公益上の支出として、違法なものになるかどうかを監査対象事項とした。

3 監査対象部局環境建設部

4 関係職員及び関係人の事情聴取

実施日 平成23年8月8日

実施場所 御所市役所新館 2 階会議室

出席者 御所市長 前環境建設部参事

環境建設部長

 代表監査委員
 監査委員

 事務局長
 書記

市長及び関係職員の陳述は次のとおりである。

C社より辞めたいとの申し出があったが、市民生活に支障が起きるので続けてほしい旨、依頼した。

9月議会に補正予算を提出しなかったのは行政のミスで反省している。

議会に対しては遅きに失したかもしれないが、1月にはC社より要望 書が提出されている。

第4 事実関係の確認

1 議会

平成23年御所市議会3月定例会会議(第2号)の開催 3月 7日 平成22年度御所市一般会計補正予算(第7号)「本請求予算含む」上程 3月 7日

平成22年度御所市一般会計補正予算(第7号)について、

総務文教委員会に付託

3月11日

平成23年御所市総務文教委員会の開催

3月18日

し尿貯留槽改修工事負担金削除の修正案を賛成多数により可決

平成23年御所市議会3月定例会会議(第6号)の開催

3月22日

同修正案を反対多数により否決され、原案どおり可決

会議、委員会での議論の概略は次のとおり。(会議録、記録より抜粋)

【平成22年度御所市一般会計補正予算(第7号)の修正案を可とする論旨】

し尿中継処理施設老朽化に伴う改修工事負担金として1780万7000 円が一般会計補正予算に計上されているが、当該施設は昭和56年に業者の費 用で自ら設置したものであり、今回の市の負担は理解出来ない。

業者には委任契約ではなく、許可を与えているのみで設置は業者の責任である。

収集、運搬のみの許可であれば、当初、何故、市に中継貯留槽を作って下さいとは言わなかったのか。1社独占の希望であり、そのかわり市に迷惑をかけないとの話であった。

業者の一方的な話を聞くのみで、議会との情報共有がない。

【平成22年度御所市一般会計補正予算(第7号)の修正案を否とする論旨】

中継貯留槽が市町村に設置義務があるという明記されたものはないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物の収集、運搬迄の許可を与えているが、それ以降は市の責務である為、市が設置すべきであるが、今まで業者の中継貯留槽を市が賃借してきた。

30年が経ち劣化、損傷が激しく早急な修理が必要である。改修が出来ない場合、市において設置の為の土地を確保し、新たに中継槽を作らねばならず、財政的、時間的に無理があり、市民サービスの低下という問題も残り、これが

最善の策と考える。

なお、議会の議決手続きが、御所市議会委員会条例、御所市議会会議規則に 準拠してなされ、手続きに瑕疵がなかったか関係部局よりの関連書類により確 認した。

2 財務会計行為

支出負担行為

支出負担行為決議書兼契約締結伺

起案日 平成23年3月25日 決裁日 平成23年3月25日 契約

契約書名 し尿一時貯留タンク建設負担金支払い契約書

締結日 平成23年3月30日

契約の締結方法 業者の所有物であるため、市が工事請負業者を指定することができず負担金として支出

工事金額(貯留槽改築工事費、アスファルト舗装工事費)

市設計金額 12,888,750円

業者見積金額 11,880,000円

その他の工事金額(既存し尿中継貯留タンクの最終汲取り・洗浄工事費、 仮設貯留タンク内スラムの除去・清掃作業費、仮設タン ク・タンクローリー設置、撤去費及び設置場所関連費用、 貯留槽防食塗装工事費、貯留槽液位測定装置機器費)

業者見積金額 5,926,600円

改修後は市の保管物になるため、覚書を取り交わす。

覚書名 御所市の収集し尿及び浄化槽汚泥の中継タンクの運用等に関する る覚書

締結日 平成23年3月25日

請求書

請求書名 し尿貯留槽改修工事負担金請求書

請求日 平成23年4月7日

支出負担行為日 平成23年4月7日

『御所市会計規則第24条第1項の別表3により、負担金の支出負担行 為として整理する時期は請求があったときである。』

支出命令

支出伝票

起案日 平成23年4月25日

支払日 平成23年5月13日(農協振込)

第5 監査結果

本件請求に係る請求人の監査結果について慎重に審議を重ねてきたが、公金 支出に係る公益性についての意見が一致せず、合議が不調になったことから監 査及び勧告についての決定には至らなかった。

以下、参考までに各監査委員の判断、結果、意見について述べる。

(1)公益性を是とする監査委員

判断

し尿一時貯留タンク建設負担金支払い契約書による費用負担契約並びに同契約に基づく支出が地方自治法に定める支出として違法であるかどうかを検証する。

地方自治法第232条の2で「地方公共団体はその公益上必要がある場合に おいては、寄付又は補助をする事が出来る。」と定めている。法第232条の 2における補助金支出は「公益上必要がある」場合に限定されている。公益性 判断基準について、旧自治省は、地方自治法第232条の2についての行政実 例において『「公益上必要がある」か否かは、当該地方公共団体の長及び議会 は個々の事例に即して認定することになるが、全くの自由裁量行為ではなく、 客観的にも公益上必要であると認められなければならない』とはしているが、 具体的な判断基準は読み取れない為、個別判断が必要となってくる。補助金に ついては市長に広範な裁量権は認められてはいるが、裁量権の濫用又は逸脱の 有無については検証をしなければならない。廃棄物の処理及び清掃に関する法 律等の関係法令により、収集・運搬・処分などの方法が規制され、し尿につい ての処理は市町村の責務となっている。C社には収集運搬業の許可を与えてお り、本来ならば収集したし尿を直接最終処分場であるアクアセンター(4市4 町の一部事務組合)に持ち込み処理することになるが、施設周辺の環境保全等 の観点から地域住民との協定がなされ、一定量一時処理タンクに貯留した後、 持ち込む事を余儀なくされた。従って中継処理施設は業者の為の設備ではなく、 市の責務として市民の要望に配慮した計画で公益性については問題ないと思 料する。し尿処理は日々の事であり、修理については緊急性があり、新しい土 地の確保については地域住民との合意が必要であり、新規設備は財政面からも 無理と考える。公益性については、財政面からの判断からだけではなく、広く 市民にもたらす利益優先を考慮した判断だと評価する。又、議会における判断 も十分な審議の結果、公益性があるとの議決がなされた。次に、そもそも当初 中間貯留槽の設置が必要になった原因については次のとおりである。C社から の(し尿収集運搬業務に対する財政支援の要望について)の文書の中の経過欄 に次の記載がある。「昭和56年にそれまでのし尿処理場の緑樹園を廃止、各 組合加入市町は収集したし尿をそれぞれの市町において一時貯留し、海洋投棄 業者に引き渡すことになり、その時点で各市町において中間貯留槽の設置が必 要となった。」との記載がある。このことから、当初の中間貯留槽の設置は、

業者の必要性からでたものではなく、市側の海洋投棄に変更という事情により必要となったものである。御所市の責に帰すべき事業は公益性があると言わねばならない。しかし、当時C社がこれを自主的に建設したと推察される。次に建設費用の妥当性について考察する。これについては、市において設計金額を算出しており、業者の見積もり金額と比較してみたところ適正な金額設定であると考える。以上により当該公金支出は住民にもたらすであろう利益、市側の責務や諸般の事情を勘案して建設負担金支払い契約においては著しい不公正や法令違背がなく、公益性も担保され、市長の裁量権の逸脱または濫用があったとは言えず範囲内である執行と思料する。次に同契約に基づく支出については地方自治法に基づき、適正に処理されている。

結論

し尿一時貯留タンク建設に対する負担金支出については、公益性の面において業者に対する支出ではなく、市民の生活に寄与するものであり、又、市長の裁量範囲の逸脱又は濫用があるとは言えず違法な支出ではなく、請求人の主張には理由がないと判断した。

意見

し尿中継処理施設老朽化に伴う改修工事については、平成22年7月頃、C 社より各部の劣化、損傷が激しく危険であるが、修理の意思がないとの事であり、市としても、時間的に緊急対応が必要との事で、当該補正予算成立前というリスク負担を前提に同年10月14日には工事に着手している。法第179条第1項により議会で議決すべき案件について、特に緊急を要する場合、市長による専決処分が出来るが、適用は極めて限定的である。この予算については、翌年3月22日の定例議会で可決され、翌月7日に補正予算に基づき支出負担行為がなされ、財務会計上は瑕疵なく問題ないが、本来ならば工事着工前の9月議会で事前の説明責任を果たすべき案件であり、手続き上、一方的でイレギュラーな進め方で、十分なる審議がなされたとはいえ、議会の可決は追認の感は否めなく、予算は提出すれば100パーセント通るという安易な考えがあったと思われても仕方がない。し尿処理が市の責務であれば平素よりその維持管理には関心を持つべきであり、組織として、行政に対する取り組み姿勢を今一度考えるべきである。

今後は、執行機関と議会とは適度な緊張関係を保ちながら、質疑、討論の過程でいるいろな意見を出し、課題や論点を明らかにしながら、互いに合意形成をして政策決定していくことを希望する。両者の関係も信なくば立たず。

(2)公益性を非とする監査委員

判断

監査請求の対象となった本件支出は、し尿中継処理施設の老朽化に伴う改修工事負担金として1780万6600円が支出されたものである。ところで、支出対象となったし尿中継処理施設は、昭和56(1981)年に業者の費用によって自ら設置したものであり、当該施設の維持管理にかかる費用はもとより、老朽化に伴う改修工事費用についても業者の負担となることはこれまでの経過をみても明らかである。

さらに業者が行った当該施設の改修工事については、平成22年10月14日に工事を着手しており、改修工事の内容及び改修工事に係る費用とその負担等について、御所市が負担すべきとする合理的な根拠を見いだすことはできない。

よって、本件改修工事に要したとして御所市が支出した負担金1780万6600円は、その法律上の根拠なく支出されたものであるから、東川 裕市長は本件負担金の全額の返還と本件支出の翌日から返還済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う責務を有するものである。

結論

本件請求における請求人の監査請求には判断で述べたように、C社は許可業者であるが委託業者ではないことから公益性がないと思料する。

したがって、請求人の請求を認めると判断する。